検定検査手数料一覧

日本語の	検定検査手数料一覧 						
(1) ひょう量が30キログラム以下のもの 1個につき 1,050円 **** **** *** *** *** *** *** *** ***							最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表
1.20h 以下同じ。				(1) ひょう量が30キログラム以下のもの	1個につき	1,050円	
(3) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 1,650円 量(第三十名こと (4) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 2,050円 電(第三 2,050円 帯はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち 直縁目鑑のみがあるもの 中はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち 直縁目鑑のみがあるもの (2) ひょう量が10キログラム以下のもの 同 100円 20円 (2) ひょう量が10キログラムを超えるもの 同 190円 (3) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 190円 (3) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 150円 (6) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 150円 (6) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 150円 (6) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (6) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (7) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (1) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (1) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (1) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,550円 (1) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,550円 (1) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,50円 (1) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,50円 (1) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,50円 (1) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,400円 (12) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,400円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,400円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンと超えるもの 同 20円 要量が200ケラムと収入るもの 同 20円 要量が20トン以下のもの 同 20円 要数が20トン以下のもの 同 20円 要数が20トングラムを超えるもの 同 20円 要数が20トン以下のもの 同 20円				(2) ひょう量が100キログラム以下のもの	同	1,250円	量の差をいう。
(4) いよう量が500キャログラムを握えるもの 同、 2,100円 応すること 2,350円 応すること 2,350円 依けより又は光電式以外のばね式指示はかりのうち 直線目盛のみがあるもの (1) ひよう量が10キャログラムを超えるもの 同				(3) ひょう量が250キログラム以下のもの	同	1,650円	
(3) ひょう量が500キログラムを超えるもの 同				(4) ひょう量が500キログラム以下のもの	同	2,050円	量(質量計が反
検はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち 100円 の変化を (1) ひょう量が10キログラム以下のもの 同 100円 (2) ひょう量が20キログラム以下のもの 同 150円 (2) ひょう量が20キログラム以下のもの 同 150円 (3) ひょう量が20キログラム以下のもの 同 150円 (3) ひょう量が20キログラム以下のもの 同 250円 (4) ひょう量が20キログラム以下のもの 同 340円 (5) ひょう量が20キログラム以下のもの 同 30円 (7) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 30円 (7) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (8) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (8) ひょう量が10・20キログラム以下のもの 同 1,50円 (10) ひょう量が10・20キログラム以下のもの 同 1,50円 (11) ひょう量が10・20キログラム以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が10・20ドのもの 同 7,750円 (11) ひょう量が20トン以下のもの 同 11,40円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 11,40円 (13) ひょう量が30トン以下のもの 同 11,40円 (13) ひょう量が30トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が30トン以下のもの 同 18,900円 (15) ひょう量が50トンと超えるもの 同 37,80円 を計算量が200グラム以下のもの 同 21,300円 21,300円 (14) ひょう量が50トンを超えるもの 同 20円 変す質量が200グラム以下のもの 同 20円 変量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラムを超えるもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 対ラス製体温計 同 10円 10円 極端体部計 10円				(5) ひょう量が500キログラムを超えるもの	同		
(1) ひょう量が10キログラム以下のもの 同 100円 分の1未満に 20 ひょう量が10キログラムを超えるもの 同 100円 分の1未満れて 2枚を卸かった (1) ひょう量が5キログラム以下のもの 同 150円 それぞれに 3を観かった (1) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 150円 150円 (2) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 250円 同 340円 (3) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 340円 (6) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 520円 (6) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 520円 (7) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 1,550円 (8) ひょう量が50トン以下のもの 同 1,550円 (10) ひょう量が5トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が5トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が5トン以下のもの 同 11,400円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 11,400円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 11,50円 (15) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンが下のもの 同 20円 変量が5キログラムと超えるもの 同 20円 変量が5キログラム以下のもの 同 20円 20円 変量が5キログラムと超えるもの 同 20円 20円 20円 変量が5キログラムと超えるもの 同 20円						, , , , ,	の変化をいう。 以下同じ。) が ひょう量の1万
(2) ひょう量が10キログラムを超えるもの 190円 だれぞれた 25の円 をの他のもの				(1) ひょう量が10キログラム以下のもの	同	100円	分の1未満のも
その他のもの							のにあっては、
#自動はかり (2) ひょう量が5キログラム以下のもの 同 150円 190円 (3) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 250円 (4) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 340円 (5) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 340円 (6) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 520円 (6) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 1,550円 (7) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 2,450円 (8) ひょう量が50トン以下のもの 同 2,450円 (9) ひょう量が50トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が50トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が50トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が50トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 2,0円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トン以下のもの 同 220円 変量が20グラム以下のもの 同 220円 変量が20キログラム以下のもの 同 20円 変量が20キログラム以下のもの 同 20円 変量が20キログラム以下のもの 同 20円 変量が20キログラムを超えるもの 同 20円 変量が20キログラムと超えるもの 同 20円 変量が20キログラムを超えるもの 同 20円 変量が20キログラムを超えるもの 同 20円 変量が20キログラムと超えるもの 同 20円 変量が20キログラムとび25・ビスドレンにのもの 同 20円 変量が20キログラムとび25・ビスドレンにのもの 同 20円 変形 20十					1.4	10013	る金額の2倍の
野量計 非自動はかり					同	150円	額とする。
(3) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 250円 (4) ひょう量が50キログラム以下のもの 同 340円 (5) ひょう量が250キログラム以下のもの 同 520円 (6) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 900円 (7) ひょう量が1トン以下のもの 同 1,550円 (8) ひょう量が2トン以下のもの 同 2,450円 (9) ひょう量が50トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が50トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が30トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 11,400円 (13) ひょう量が30トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンと対下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンと超えるもの 同 20円 要量が20グラム以下のもの 同 20円 要量が20グラム以下のもの 同 20円 要量が20キログラム以下のもの 同 20円 要量が20キログラム以下のもの 同 90円 要が20キログラムと超えるもの 同 290円 理量が20キログラムを超えるもの 同 290円 理量が20キログラムと超えるもの 同 290円 理量が20キログラムと超えるもの 同 90円 要が20キログラムと超えるもの 同 90円 理量が20キログラムと超えるもの 同 90円 理例 10円 理算が20キログラムと超えるもの 同 90円 理が20キログラムと超えるもの 同 90円 理例 10円 理算が20キログラムと超えるもの 同 90円 目 90円 目 90円 日 10円 国 90円 日 10円 日 10円 国 90円 日 10円		所具弘	北白動けるい			, .	
(4) ひょう量が100キログラム以下のもの 同 340円 340円 340円 340円 340円		貝里司	オーロ 野バスル・リ		, .		
1 計量器検定手数料					, .		
(6) ひょう量が500キログラム以下のもの 同 900円 (7) ひょう量が1トン以下のもの 同 1,550円 (8) ひょう量が2トン以下のもの 同 2,450円 (9) ひょう量が5トン以下のもの 同 2,450円 (10) ひょう量が10トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が10トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が20トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が30トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 37,800円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 要す質量が200グラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラムと超えるもの 同 29の円 番が25ミリメートル以下のもの 同 90円 抵抗体温計 同 90円					, .	, .	
(7) ひょう量が1トン以下のもの 同 1,550円 (8) ひょう量が2トン以下のもの 同 2,450円 (9) ひょう量が5トン以下のもの 同 6,150円 (10) ひょう量が5トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が10トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が30トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が30トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンと超えるもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 20円 表す質量が20セラム以下のもの 質量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が5キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 90円 打力ス製体温計 同 90円 抵抗体温計 同 90円 地抗体温計 同 90円							
(8) ひょう量が2トン以下のもの							
(9) ひょう量が5トン以下のもの 同 6,150円 (10) ひょう量が10トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が20トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 11,400円 (13) ひょう量が30トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 20円 表す質量が200グラム以下のもの 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 質量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 290円 質量が20キログラムを超えるもの 同 90円							
1 計量器検定手数料 (10) ひょう量が10トン以下のもの 同 7,750円 (11) ひょう量が20トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が40トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンと超えるもの 同 20円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 表す質量が200グラムと超えるもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラムと超えるもの 同 20円 質量が20キログラムと超えるもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 29の円 で量が20キログラムを超えるもの 同 20円 質量が20キログラムを超えるもの 同 20円 極抗体温計 同 90円 極抗体温計 同 90円					, .		
1 計量器検定手数料 (11) ひょう量が20トン以下のもの 同 11,400円 (12) ひょう量が30トン以下のもの 同 14,150円 (13) ひょう量が40トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 20円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 変量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムと超えるもの 同 290円 質量が20キログラムと超えるもの 同 90円 日 10円 日 10円 抵抗体温計 同 90円							
1 計量器検定手数料							
(13) ひょう量が40トン以下のもの 同 18,900円 (14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 37,800円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 変量が5キログラム以下のもの 同 22円 質量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムと超えるもの 同 290円 質量が20キログラムを超えるもの 同 290円 打ラス製体温計 同 10円 抵抗体温計 同 90円							
(14) ひょう量が50トン以下のもの 同 21,300円 (15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 37,800円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 表す質量が200グラムと超えるもの 同 20円 要す質量が200グラムを超えるもの 同 220円 質量が5キログラム以下のもの 同 20円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムと超えるもの 同 290円 ガラス製体温計 同 10円 抵抗体温計 同 90円						, , , , ,	
(15) ひょう量が50トンを超えるもの 同 37,800円 表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 表す質量が200グラムを超えるもの 同 220円 産量おもり又は定量増 おもり(以下単に「おもり」という。) 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 290円 ガラス製体温計 同 10円 抵抗体温計 同 90円						18,900円	
表す質量が200グラム以下のもの 同 20円 表す質量が200グラムを超えるもの 同 220円 で量おもり又は定量増 打もり(以下単に「おもり(以下単に「おもり」という。) 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムと超えるもの 同 290円					同	21,300円	
分銅 表す質量が200グラムを超えるもの 同 220円 定量がもり又は定量増 質量が 5 キログラム以下のもの 同 20円 質量が 5 キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラム以下のもの 同 90円 質量が20キログラムを超えるもの 同 290円				(15) ひょう量が50トンを超えるもの	同	37,800円	
表す質量が200グラムを超えるもの		分銅			l'		
定量おもり又は定量増 おもり(以下単に「お もり」という。) 質量が20キログラム以下のもの 質量が20キログラムを超えるもの 同 90円 同 290円 同 10円 抵抗体温計 温度計 ガラス製体温計 抵抗体温計 同 90円 口径が25ミリメートル以下のもの 同 80円			表す質量が200グラムを超えるもの		<u> </u>	220円	
もり」という。) 質量が20キログラムを超えるもの 同 290円 温度計 ガラス製体温計 抵抗体温計 同 10円 収力 日 10円 日 10円 10円		おもり(以下単に「お	質量が5キログラム以下のもの		同	20円	
温度計 ガラス製体温計 抵抗体温計 同 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円 10円					同	90円	
温度計 抵抗体温計 同 90円 日径が25ミリメートル以下のもの 同 80円		07] CV:70 /				290円	
抵抗体温計 同 90円 口径が25ミリメートル以下のもの 同 80円		温度計	ガラス製体温計		<u> </u>	10円	
水道メーター 口径が25ミリメートル以下のもの 同 80円			抵抗体温計		同	90円	
		体積計	水道メーター	口径が25ミリメートル以下のもの	同	80円	
口径が40ミリメートル以下のもの 同 170円			7	口径が40ミリメートル以下のもの	同	170円	
(1) 表示機構の最大指示量が50リットル以下 のもの 同 1,550円					同	1,550円	
体積計 (2) 自動車等給油メーター又は口径25ミリメートル以下の車載燃料油メーター ((1)に掲 同 2,050円 げるものを除く。)			燃料油メーター	メートル以下の車載燃料油メーター ((1)に掲	同	2,050円	
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの 同 3,400円				(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	同	3,400円	
液化石油ガスメーター 同 6,400円			液化石油ガスメーター		同	6,400円	
アネロイド型圧力計 同 90円		アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計		同	90円	
アネロイド型圧力計 アネロイド型血圧計 同 150円			アネロイド型血圧計		同	150円	
その他の検定 同 実費		その他の検定			同	実費	
2 装置検査手数料 1個につき 700円	2 装置検査手数料				1個につき	700円	
3 特殊容器製造事業 者指定申請手数料 1件につき 162,600円		1					

	T			1	1	III (
4 定期検査手数料		D 11 11 11 - 1 1	の又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以			最小の目量又は 表記された感量
		下のもの	E Manaka Res INT of a			がひょう量の 1
		(1) ひょう量が100キログラム以下のもの		1個につき		万分の1未満の ものにあって
			量が250キログラム以下のもの	同	1,800円	は、それぞれに
			量が500キログラム以下のもの	同		掲げる金額の2 倍の額とする。
			量が500キログラムを超えるもの	同	3,100円	
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		同	250円	
		その他のもの				1
			長が100キログラムN下のもの	同	500円	
	JL 4 - 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1			同	900円	
	非自動はかり			同	1,500円	
				同	2,100円	
			量が2トン以下のもの	同	3,700円	
			量が5トン以下のもの	同	6,900円	
			量が10トン以下のもの	同	10,700円	
			量が20トン以下のもの	同	15,000円	
			量が30トン以下のもの	同	19, 100円	
			量が40トン以下のもの	同	21,600円	
			量が50トン以下のもの	同	29,800円	
			量が50トンを超えるもの	同	51,200円	
	分銅又はおもり	(==) 0 34 >	<u> </u>	同	10円	-
	その他の検査			同	実費	
5 指定製造事業者検	,			, .		
查手数料				1 件につき	426, 300円	
	長さ基準器(タクシーメ	ーター装置検査用基	準器)	1個につき	13,400円	
			※量が1ミリグラムを超え又はひょう量の2万分の1	同	4,900円	1
		を超えるもの)		l+1	4, 500 1	
			(1) ひょう量が1キログラム以下のもの	同	3,350円	
			(2) ひょう量が10キログラム以下のもの	同	5,300円	
			(3) ひょう量が50キログラム以下のもの	同	7,800円	
			(4) ひょう量が200キログラム以下のもの	同	10,500円	
		甘淮ムエ動はなり	(5) ひょう量が500キログラム以下のもの	同	14,000円	
		基準台手動はかり			1万4,000	
					円に500キ ログラム	
			(6) ひょう量が500キログラムを超えるもの	同	までを増	
	質量基準器				すごとに 6,900円を	
					加えた額	
		基準直示天びん(感量が1ミリグラムを超え又はひょう量の2万分の1 を超えるもの)		同		
				同	7,900円	
6 基準器検査手数料			(1) 1級である旨の表記のあるもの			
			ア 表す質量が200グラム以下のもの	同	3,200円	
			イ 表す質量が200グラムを超えるもの	同	7,900円	
			(2) 2級である旨の表記のあるもの	1		
			ア 表す質量が5キログラム以下のもの	同	640円	
		基準分銅	イ 表す質量が50キログラム以下のもの	同	780円	
			ウ 表す質量が50キログラムを超えるもの	同	8,800円	
			(3) 3級である旨の表記のあるもの	1		
			ア 表す質量が5キログラム以下のもの	同	480円	
			イ 表す質量が50キログラム以下のもの	同	650円	
			ウ 表す質量が50キログラムを超えるもの	同	7, 100円	
	体積基準器]		2以上のゲージグ ラスを有する基準
						タンクにあって
						は、ゲージグラス が1増すごとに、
		基準タンク	全量が0.25立方メートル以下のもの	同	13,600円	それぞれの金額の 5割の額を加算す
						る。
				1		油用の基準タンク
			全量が1立方メートル以下のもの	同	3/ 000	について使用中の 油により検査を行 うときけ それぞ
			全量が 1 立方メートル以下のもの	I _H 1	54,000円	うときは、それぞ れの金額の2倍の
						額とする。
	その他の検査	1	<u> </u>	同	実費	
	C C D C D E			10.3		

7 計量証明事業登録			1 /41 = - =	E9 000E	
申請手数料			1件につき	53,800円	
8 計量証明事業登録 証訂正手数料			1 件につき	1,750円	
9 計量証明事業登録 証再交付手数料			1件につき	1,750円	
10 計量証明事業登録 簿謄本交付手数料			1 件につき	760円	
11 計量証明事業登 録簿閲覧手数料			1 件につき	370円	
	1 の項の区分に掲げる特定計量器		1個につき	1の項の特 定計量器 の区じ、れぞれ を れぞれる額 と同額	
	騒音計	使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	同	22,700円	
	別虫 曰 百一	使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	同	37,300円	
	振動レベル計		同	32,400円	
		ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	同	93, 100円	
		溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	同	123,500円	1
	濃度計	紫外線式二酸化硫黃濃度計	同		1 紫外線式二酸 化成素 大線度 大線度 大線度 大線度 大線度 大線度 大線度 大線度 大地で 大いていていて ものにあって 全額 ち ち ち ち ち ち ち ち ち ち う る た う る た う る た う る た う る た う る た う ら ら う ら う ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら
		紫外線式窒素酸化物濃度計	同	103, 700円	2 4以上の表示機構を有するものにあっては、表示 機構が3を超えたとに、 機構が3をとに、なれぞれの金額に2 万2,100円を加算する。
		非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	同	98, 200円	1 2以上の検出 を有するも検出に あって増するも検出に されぞれの金額の 5割の額を加算す る。
		非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	同	113,500円	
		非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	同	99, 100円	2 4以上の表示 機構を有するも表の にあっては、表示 にあってはを表示 1増すごとに、2 万2,100円を加算 する。
		化学発光式窒素酸化物濃度計	同	105, 700円	4以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が3をにを超えても、表示化りを表示した。 増すごとに、このでは、2万2、100円を加算する。
		ガラス電極式水素イオン濃度指示計	同	25,300円	
	その他の検査			実費	
			1 件につき	2,550円	
14 適正計量管理事 業所検査手数料			1件につき	7,400円	